

## 八尾市魅力ある観光創造基金条例

### (設置)

第1条 八尾市の魅力発信及び観光施策の推進を図るため、八尾市魅力ある観光創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額
- (3) 基金の運用から生ずる収益。ただし、第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に定める目的のための経費に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益を基金として積み立てることができる。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための経費に充てる場合に限り、処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。